

議第226号

京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する
条例の制定について

京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する
条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程
- (2) 京都都市計画安寧地区土地区画整理事業施行規程
- (3) 京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業施行規程
- (4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伏見西部第一地区土地区画整理事業施行規程
- (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）洛北第一地区土地区画整理事業施行規程
- (6) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程
- (7) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業施行規程
- (8) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区土地区画整理事業施行規程

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に清算金の額を定める必要が生じた場合における当該額の算定については、なお従前の例による。

提案理由

京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する必要があるので提案する。